

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
40	物価高騰対応支援給付金支給に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

旭川市は、物価高騰対応支援給付金の支給に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いについて、個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置をもって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

—

評価実施機関名

旭川市長

公表日

令和8年8月19日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	物価高騰対応支援給付金の支給に関する事務
②事務の概要	物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用し、食料品などの物価高騰の影響を受けている市民の負担軽減を図ることを目的として、全市民を対象に現金を支給する事務を行う。 住民基本台帳の情報を基に対象者を抽出し、過去の給付金の支給実績やマイナンバー制度に基づく情報連携等により口座情報を取得した後、口座情報を把握できた者へは支給通知書、それ以外の者へは確認書を送付する。また、早期の支給を希望する者については、受付窓口を開設し、個別に申請書による手続きを受ける。 提出された申請書類等の内容審査し、支給を決定したものに対して口座振込等により現金を支給する。
③システムの名称	物価高騰対応支援給付金申請処理及び給付管理システム（以下「給付金システム」という。）
2. 特定個人情報ファイル名	
物価高騰対応支援給付金支給対象者情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」という。）第9条第1項別表の第135の項 ・公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第10条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定 [実施する]
②法令上の根拠	(情報照会) ・番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び同号に基づく主務省令第2条の表第160の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第百六十二条の内閣総理大臣及び総務大臣が定める事務及び情報(令和八年一月九日デジタル庁、総務省告示第二号) (情報提供) 行わない。
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	市民生活部主幹(物価高騰対応支援給付金担当)
②所属長の役職名	市民生活部主幹
6. 他の評価実施機関	
—	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	旭川市 市民生活部 まちづくり協働課 〒070－8525 北海道旭川市7条通9丁目48番地 電話番号 0166－25－9101

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	〒070-0035 北海道旭川市5条通9丁目1163番地の1 旭川59レンガビルディング3階 市民生活部主幹(物価高騰対応支援給付金担当) 電話番号 0166-73-6588
9. 規則第9条第2項の適用 [☐]適用した	
適用した理由	本給付金は、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用して、食料品などの物価高騰による影響を受けている方々が安心して生活できるよう支給することで負担軽減を図ることを目的としており、可能な限り迅速かつ正確な支給が必要だったため。

II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人か	[30万人以上] <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和8年1月1日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和8年8月 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価及び全項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
☐ 基礎項目評価書及び全項目評価書		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	☐ 十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要なの情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	☐ 十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	☐ 十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 ☐ 委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	☐ 十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) ☐ 提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	☐	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 ☐ 接続しない(入手) ☐ 接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	☐ 十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	☐	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

[illegible]

変更箇所

[illegible]